

人権ほつと元年6月号

「障がい者の生涯学習支援」

大阪教育大学 特任講師

今枝史雄

生涯学習という言葉を知っていますか。生涯学習とは、学校教育や学校卒業後の活動も含め、人々が生涯に行うあらゆる学習のことを意味します。座学・教養的な内容だけではなく、文化・芸術活動、スポーツ・運動、レクリエーション活動等も含まれます。教育基本法第3条に「生涯学習の理念」が挙げられており、生涯を通じて「いつでも学べる、どこでも学べる」環境が必要であることが書かれています。我々も経験があります。勉強は学校を卒業したら終わりかと思っていたら、大人になってからの方が多いことに気づきますよね。生涯学習機会について、定型発達者は本、通信教育や地域・大学の市民公開講座等にアクセスし、自ら学ぶことができます。しかし、障がいのある方は自

分の知りたいこと、身に付けたいことに関する学びにアクセスしづらいのが現状です。

このような現状の中で、文部科学省は平成29年4月に「特別支援教育の生涯学習化」

を提言し、障がいのある方でも生涯を通じて、教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるような支援体制の整備を行ってきました。平成31年3月には「障害者の生涯学習の推進方策について(報告)」も発表しています。このように障がいのある方の生涯学習は近年、少しずつですが注目されるようになってきました。

「自分の近くにはそんな学習環境ないけど」と思っている方も多いかもありませんが、近隣も含め、自治体のホームページ等を検索してみてください。参加可能な市民講座や、NPO法人等が学習の場を開設しているかもしれません。学びの場の増加とともに、すでに学びの場を提供している団体も、情報アクセス

に対する少しの工夫を行うこ
とで、学び手の主体的な学習
への参加を促すことにつなが
ると思っています。